

建設現場の遠隔臨場に関する試行要領
(愛知県建築局)

令和8年3月

目次

1. 総則.....	1
1.1 目的.....	1
1.2 適用の範囲.....	2
1.3 実施計画書.....	3
2. 遠隔臨場を適用する工種・確認項目.....	4
3. 遠隔臨場を使用する機器と仕様.....	5
4. 遠隔臨場の実施方法.....	6
4.1 事前準備.....	6
4.2 遠隔臨場の実施方法及び記録と保存.....	7
4.3 対象工事及び発注方式.....	8
4.4 工事成績評価.....	8
5. 留意事項等.....	9
5.1 効果の把握.....	9
5.2 留意事項.....	9
参考資料.....	11
1 動画撮影用のカメラ等とWeb会議システム等に関する参考値.....	11
2 現場説明書等（記載例）.....	12
3 実施対照表.....	13
4 遠隔臨場の実施例（参考）.....	16

1. 総則

1.1 目的

本要領は、愛知県建築局が発注する工事の建設現場において、公共建築工事標準仕様書、公共建築改修工事標準仕様書、公共建築木造工事標準仕様書、建築物解体工事共通仕様書及び公営住宅建設工事共通仕様書（以下「標準仕様書等」という。）に定める「監督職員の立会い」、「監督職員と協議」、「監督職員の検査」及び「関連工事等の調整」（以下、「監督職員の立会い等」という。）に遠隔臨場を適用して、受発注者の作業効率化を図るとともに、監督職員の立会い等を適切に行うために、必要な事項を定めるものである。

【解説】

遠隔臨場とは、動画撮影用のカメラ等により撮影した映像と音声をWeb会議システム等を利用して配信し、公共建築工事標準仕様書、公共建築改修工事標準仕様書、公共建築木造工事標準仕様書、建築物解体工事共通仕様書及び公営住宅建設工事共通仕様書（以下「標準仕様書等」という。）に定める「監督職員の立会い」、「監督職員と協議」、「監督職員の検査」及び「関連工事等の調整」（以下、「監督職員の立会い等」という。）を行うことをいう。

『建設現場の遠隔臨場に関する試行要領(以下、「本要領」という。)]は、工事受注者における「監督職員の立会い等に伴う手待ち時間の削減や確認書類の簡素化」や監督職員における「従来の臨場の削減による効率的な時間の活用」等を目指し、その適用範囲や具体的な実施方法と留意点等を示したものである。

本要領の目的を踏まえ、遠隔臨場に必要とする機器の手配と運用が可能であり、かつ実施により効果の見込める工種・確認項目を対象とする。なお、標準仕様書等に規定された「監督職員の立会い等」については「参考資料 3実施対象表」を参照されたい。

また、本要領において「監督職員」には、工事監理業務を委託した場合の工事監理業務の受注者が選任した者を含む。

1.2 適用の範囲

本要領は、所定の性能を有する遠隔臨場の機器を用いて、標準仕様書等に定める「監督職員の立会い等」を実施する場合に適用する。

【解説】

遠隔臨場は工事受注者が動画撮影用のカメラ等により撮影した映像と音声を監督職員がWeb 会議システム等を利用しながら「監督職員の立会い等」を実施するものである。

対象は、遠隔臨場に必要とする機器の手配と運用が可能な次の現場及び工種とする。

- 遠隔臨場が実施可能な通信環境を確保できる現場
- 「監督職員の立会い等」を映像・音声による確認で対応できる工種・確認項目

遠隔臨場については、受発注者間等の協議により、適用する工種・確認項目を選定し実施するものとし、動画撮影用のカメラ等の機器を用いて、Web 会議システム等を利用することにより、「監督職員の立会い等」に必要な情報を十分に得ることができる場合に、従来の臨場に代えて、遠隔臨場を適用することができるものとする。なお、監督職員が十分な情報を得られないと判断する場合には、工事受注者にその旨を伝えるものとし、機器の調整等により改善を図ることが困難な場合には、従来の臨場により実施する。

動画撮影用のカメラ等は、「監督職員の立会い等」だけではなく、現場と設計図書相互の不一致、事故等の報告時や定例会議時等、工事受注者の自発的な使用を妨げるものではない。

実施手順	工事受注者の実施項目
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px; width: fit-content; margin: auto;">実施計画書</div> <div style="font-size: 2em; margin: 10px auto;">↓</div>	<p>①実施計画書の作成</p> <ul style="list-style-type: none"> • 本要領を適用する「工種・確認項目」 • 使用機器と仕様 • 実施方法 <p>②機器の手配</p> <ul style="list-style-type: none"> • 動画撮影用のカメラ等 • Web会議システム等 <p>③遠隔臨場の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> • 資機材の確認 • 現場（臨場）の確認 • 「監督職員の立会い等」実施 • 記録と保存
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px; width: fit-content; margin: auto;">機器の手配</div> <div style="font-size: 2em; margin: 10px auto;">↓</div>	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;">遠隔臨場の実施</div>	

図1-1 工事受注者の実施項目

1.3 実施計画書

工事受注者は、遠隔臨場の実施に際し、次の内容からなる実施計画書を作成し、監督職員の承諾を受けなければならない。ただし、施工計画書に次の内容を記載し、監督職員が承諾した場合は、実施計画書の作成は省略することができる。

- (1) 適用する工種・確認項目及び立会者
- (2) 使用機器と仕様
- (3) 実施方法

【解説】

(1) 適用する「工種・確認項目」

本要領に基づいて「監督職員の立会い等」を適用する「工種・確認項目」及び立会者を記載する。

(2) 使用機器と仕様

本要領に基づいて使用する動画撮影用のカメラ等とWeb 会議システム等を記載する。

1) 動画撮影用のカメラ等の機器と仕様

現場（臨場）にて使用する動画撮影用のカメラ等の機器と仕様を記載する。

2) Web 会議システム等

動画撮影用のカメラ等の映像を監督職員へ配信するために使用するWeb会議システム等を記載する。

(3) 実施方法

本要領に基づいた、「監督職員の立会い等」の実施方法を記載する。

2. 遠隔臨場を適用する工種・確認項目

本要領に基づいて遠隔臨場を適用する工種・確認項目は、対象工事の特性、進捗状況等を踏まえ、遠隔臨場であっても「監督職員の立会い等」に必要な情報が得られるものを受発注者間等で協議して選定する。

【解説】

「監督職員の立会い等」のうち、「工事が設計図書の内容に合致するかどうかの確認」については、国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課が作成している、「遠隔臨場に関する適応性一覧表」を参考に、工事内容や工事条件に応じ、選定する。

なお、「参考資料 4 遠隔臨場の実施例（参考）」に過去の遠隔臨場実施事例を示す。

監督職員は、遠隔臨場を適用する工種・確認項目を選定するために必要な資料等の提出を請求できるものとし、工事受注者はこれに協力しなければならない。

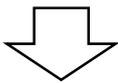
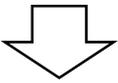
実施手順	監督職員の実施項目
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px; width: fit-content; margin: auto;">実施計画書</div> <div style="text-align: center; margin-bottom: 10px;">  </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-bottom: 10px; width: fit-content; margin: auto;">機器の手配</div> <div style="text-align: center; margin-bottom: 10px;">  </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px; width: fit-content; margin: auto;">遠隔臨場の実施</div>	<p>①実施計画書の承諾</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本要領を適用する「工種・確認項目」 ・使用機器と仕様 ・実施方法 <p>②遠隔臨場の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「監督職員の立会い等」の実施

図 2-1 監督職員の実施項目

3. 遠隔現場に使用する機器と仕様

遠隔現場に使用する動画撮影用のカメラ等やWeb 会議システム等の資機材は工事受注者が手配するものとする。

【解説】

遠隔現場に用いる動画撮影用のカメラ等やWeb 会議システム等の資機材は、工事受注者が手配するものとする。また、遠隔現場に用いる動画撮影用のカメラ等とWeb 会議システム等は、受発注者間で協議の上、遠隔現場であっても「監督職員の立会い等」に必要な情報が得られるものを選定する。これら資機材の仕様に係る参考数値を「参考資料 1 動画撮影用のカメラ等とWeb会議システム等に関する参考値」に示す。ただし、ここに記載する参考数値については、今後の映像・通信技術向上により、参考数値が適切でなくなる場合も想定されることから、現場での適用を拘束するものではなく、受発注者間等にて協議の上、判断するものとする。

なお、Web会議システム等については、公共工事、公共発注機関等で活用実績があるなど、十分な情報セキュリティが確保されたものとする。

4. 遠隔臨場の実施方法

4.1 事前準備

工事受注者は、遠隔臨場の実施にあたり、必要な事前準備をしなければならない。

【解説】

工事受注者は、遠隔臨場の実施に先立ち、実施時間、実施箇所（場所）や必要とする資料等の事前準備を行い、監督職員の確認を受ける。

「監督職員の立会い等」の実施時間は、原則として監督職員の勤務時間内とする。ただし、やむを得ない理由があると監督職員が認めた場合はこの限りではない。

4.2 遠隔臨場の実施方法及び記録と保存

工事受注者は、本要領に従い遠隔臨場を実施する。

【解説】

(1) 資機材の確認

工事受注者は、事前に監督職員と動画撮影用のカメラ等やWeb会議システム等の仕様、通信状況について確認を行う。

(2) 現場（臨場）の確認

現場（臨場）における確認箇所の位置等を把握するため、工事受注者は実施前に現場（臨場）周辺の状況を伝え、監督職員は周辺の状況を把握したことを工事受注者に伝える。

(3) 実施方法

工事受注者は、動画撮影用のカメラ等により撮影した映像・音声をWeb会議システム等を通じて監督職員へ配信し、必要に応じて「工事名」、「工種」、「確認内容」、「設計値」、「測定値」、「計測時間」、「使用材料」等の必要な情報について適宜黒板等を用いて表示する。

監督職員は、工事受注者から配信された映像・音声とWeb会議システム等の通信により「監督職員の立会い等」を実施する。なお、監督職員は、「監督職員の立会い等」に必要な情報が得られないと判断する場合は、工事受注者にその旨を伝え、機器の調整等により改善を図ることが困難な場合には、従来の臨場を実施する。

(4) 記録と保存

工事受注者は、映像・音声を配信するのみであり、録画・録音を行わない。

監督職員も録画・録音を行わないこととし、対象工事の関係者への現場（臨場）に係る情報共有が必要な場合は、現場状況の画像等の記録と保存を工事受注者に指示し対応することとする。

また、工事受注者は、遠隔臨場による「監督職員の立会い等」を実施した記録として、「監督職員による立会い等」の状況の画像を表示させた状態で、実施状況のスクリーンキャプチャを行った上でそのキャプチャ画像を保存する。その際、必要に応じて監督職員側でスクリーンキャプチャを行うなど、工事受注者と協力して実施すること。

なお、監督職員と工事受注者が行う疑義に対する協議、関連工事等の調整、定例会議の参加等に動画撮影用のカメラ等を活用した場合は、キャプチャ画像を保存する必要はない。

工事受注者は、すべての実施項目の実施後速やかに、実施報告書を提出すること。実施報告書には、工事名、工種、確認項目、確認日、立会者等を記載の上、前述のキャプチャ画像を添付すること。

4.3 対象工事及び発注方式

愛知県建築局の発注工事で、公営住宅課及び公共建築課の原則として全ての工事を対象とし、発注者指定方式、受注者希望方式のいずれかにより実施する。

【解説】

《発注者指定方式》

発注者が遠隔臨場の試行を指定するものとし、発注時の特記仕様書及び現場説明書等に発注者指定方式として記載するものとする。また、動画撮影用のカメラ及び通信費等の費用については共通仮設費に積上げ計上する。

カメラに要する費用については、機器の購入費に、耐用年数^{*}に対する使用期間割合を乗じた分を計上し、通信費については、使用期間中に必要となる費用を計上する。なお、受注者が所持する機器を使用する場合も、基本的には同様の考え方とする。

※国税庁HPの「耐用年数表」を参照すること。

例) ・カメラ：5年 ・スマートフォン及びタブレット等（電子計算機）：4年

《受注者希望方式》

工事受注者が希望した場合、着手時に発注者と協議の上遠隔臨場の試行をするものとし、発注時の特記仕様書及び現場説明書等に受注者希望方式として記載するものとする。なお、原則として発注者指定方式以外のすべての工事を対象とする。また、動画撮影用のカメラ及び通信費等の費用については、有効的な利用が認められた場合（監督職員と工事受注者が行う疑義に対する協議、関連工事等の調整、定例会議の参加等のみで活用した場合を除く、以下同じ）で、工事受注者から請求があった場合に、受発注者の協議により直近の契約変更に合わせて等により変更する。

カメラに要する費用及び通信費については、発注者指定方式と同様の考え方とする。

なお、契約変更においては、愛知県公共工事請負契約約款第25条の規定に基づき行うものとする。

4.4 工事成績評定

発注方式に関わらず、遠隔臨場を実施し、有効的な利用が認められた場合は、創意工夫の「施工合理化技術を活用した施工管理の工夫」として評価する。

5. 留意事項等

5.1 効果の把握

今後の適正な取組みに資するため、遠隔臨場の実施を通じた効果の検証及び課題の抽出等について、工事受注者及び監督職員を対象としたアンケート調査等の依頼があった場合は対応すること。

5.2 留意事項

遠隔臨場にあたっては、以下に留意する。なお、本要領によりがたい場合は、適宜受発注者間等で協議すること。

- (1) 被撮影者への説明・承諾等
- (2) 撮影時の安全対策
- (3) 現場外の映り込み
- (4) 不正行為等への対応
- (5) 電波状況等による遠隔臨場中断時の対応
- (6) 文字や数値の視認性の確保
- (7) 施設関係者へのプライバシーの配慮等

【解説】

- (1) 工事受注者は、被撮影者である当該工事現場の作業員に対して、撮影の目的、用途、映像記録として保存される場合があること等を説明し、承諾を得ること。また、作業員のプライバシーを侵害する画像や音声配信されないよう留意すること。
- (2) 動画撮影用のカメラ等の使用は意識が対象物に集中し、足元への注意が薄れたり、カメラの保持、操作のために両手が塞がることにより、転倒等の事故につながる場合がある。そのため撮影しながら移動する場合は進行方向の段差・障害物の有無を確認するなど、安全対策に留意すること。
- (3) 工事受注者は、施工現場外ができる限り映り込まないように留意すること。
- (4) 工事受注者は、故意に不良箇所を撮影しない等の行為は行わないこと。なお、遠隔臨場において故意に不良箇所を撮影しない等の不正行為等を行った場合は、『建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準令和3年9月30日（国不建第273号）』等に従い、監督処分を実施する場合がある。
- (5) 電波状況等により遠隔臨場が中断された場合の対応について、事前に受発注者間等で協議を行う。対応方法に関しては、確認箇所を画像等で記録したものをメール等で共有し、監督職員が当該画像等により確認することも可能とする。なお、本項目は受発注者間等で協議し、別日の臨場（遠隔臨場を含む）に変更することを妨げるものではない。
- (6) 文字や数値の視認性を高めるため、必要に応じて手ぶれ防止機能のある機器又は手ぶれ補正装置の使用を検討する。
- (7) 改修工事の場合、来庁者及び施設関係者等のプライバシーに配慮するとともに、現地職員の業務に関する秘密の保持に留意すること。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

この要領は、令和8年3月1日から施行する。ただし、令和8年3月31日以前に契約をする工事は、令和7年4月1日施行の要領を適用する。なお、発注説明書等に別途要領の適用について指定がある場合は、この限りでない。

参考資料

1 動画撮影用のカメラ等とWeb会議システム等に関する参考値

表7-1 動画撮影用のカメラ等に関する参考数値

項目	仕様	備考
映像	画素数：1920×1080以上	カラー
	フレームレート：30fps以上	
音声	マイク：モノラル（1チャンネル）以上	
	スピーカ：モノラル（1チャンネル）以上	

※通信環境、目的物の判別を勘案して、監督職員との協議により、画素数は640×480程度以上、フレームレートは、15fps以上とすることができるものとする。

表7-2 Web会議システム等に関する参考数値

項目	仕様	備考
通信回線速度	下り最大50Mbps、上り最大5Mbps以上	
映像・音声	転送レート（VBR）：平均3Mbps以上	

なお、現場の通信環境により実際の通信速度は変化するため、通信環境が悪い場合は、その状況に応じて通信可能な映像の画素数等に留意して、遠隔臨場を適用する工種・確認項目を選定する。

表7-3は、参考として、画質・画素数に応じた最低限必要な通信速度の目安を示したものである。

表7-3 画質・画素数に応じた最低限必要な通信速度

画質	画素数	最低限必要な通信速度
360p	640×480	530kbps
480p	720×480	800kbps
720p	1280×720	1.8Mbps
1080p	1920×1080	3.0Mbps
2160p	4096×2160	20.0Mbps

※使用する機器の機能としては仕様を満たしていても、機器の設定により、仕様を満たさない場合があるため、注意すること。（例：使用する端末の画質を「高設定」にした場合は仕様を満たすが、「低設定」にした場合、仕様を満たさないことがあるため、端末画質を「高設定」にすること。）

2 現場説明書等（記載例）

【発注者指定方式】

本工事は、建設現場の遠隔臨場を行う対象工事（発注者指定方式）である。詳細については、『建設現場の遠隔臨場に関する試行要領(愛知県建築局)』（令和8年3月1日施行）を参照すること。

1. 費用

動画撮影用のカメラ等の費用については、共通仮設費に積上げ計上している。

2. 不正行為

遠隔臨場において故意に不良箇所を撮影しない等の不正行為等を行った場合は、『建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準令和3年9月30日（国不建第273号）』等に従い、監督処分を実施する場合がある。

【受注者希望方式】

本工事は、建設現場の遠隔臨場を行う対象工事（受注者希望方式）である。詳細については、『建設現場の遠隔臨場に関する試行要領(愛知県建築局)』（令和8年3月1日施行）を参照すること。

1. 費用

動画撮影用のカメラ等の費用については、有効的な利用が認められた場合（監督職員と工事受注者が行う疑義に対する協議、関連工事等の調整、定例会議の参加等のみで活用した場合を除く）で、受注者から請求があった場合は共通仮設費に積上げ計上する。

2. 不正行為

遠隔臨場において故意に不良箇所を撮影しない等の不正行為等を行った場合は、『建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準令和3年9月30日（国不建第273号）』等に従い、監督処分を実施する場合がある。

3 実施対象表

実施対象表（標準仕様書等による実施対象）

（建築工事編）

項目	章	実施対象	備考	
監督職員 の立会い	第1章	1.4.5 《1.4.5》(1.4.5)材料の検査に伴う試験	【1.4.5】材料の検査に伴う試験 【1.5.7】施工の立会い等	
	各章共通事項	1.5.8 《1.7.8》(1.5.8)[1.6.5]施工の立会い		
監督職員 と協議	第1章	次項に記載の「監督職員と協議」	【1.1.8】疑義に対する協議等 【1.2.4】工事の記録等 【1.3.6】品質管理 【1.3.7】施工中の安全確保 【1.3.11】発生材の処理等	
	各章共通事項	1.1.8 《1.1.8》(1.1.8)[1.1.8]疑義に対する協議等 1.2.4 《1.2.4》(1.2.4)[1.2.3]工事の記録等 1.3.6 《1.3.6》(1.3.6)品質管理 1.3.7 《1.3.7》(1.3.7)[1.3.6]施工中の安全確保 1.3.11 《1.3.12》(1.3.11)[1.3.10]発生材の処理等		
第2章～各章	各項に記載の「監督職員と協議」			
監督職員 の検査	第1章	次項に記載の「監督職員の検査」		【1.3.6】品質管理 【1.4.4】材料の検査等 【1.5.5】施工の検査等
	各章共通事項	1.3.6 《1.3.6》(1.3.6)品質管理 1.4.4 《1.4.4》(1.4.4)材料の検査等 1.5.5 《1.7.5》(1.5.5)[1.6.4]施工の検査等		
第2章～各章	各項に記載の「監督職員の検査」			
関連工事 等の調整	第1章 各章共通事項	1.1.7 《1.1.7》(1.1.7)関連工事等の調整	【1.1.7】関連工事等の調整	

注) 表内の番号は、公共建築工事標準仕様書（建築工事編）令和7年版、公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）令和7年版、公共建築木造工事標準仕様書令和7年版及び建築物解体工事共通仕様書令和4年版に共通する項目番号を示し、《》内は、公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）令和7年版、（）内は公共建築木造工事標準仕様書令和7年版、[]内は建築物解体工事共通仕様書令和4年版、【】内は公営住宅建設工事共通仕様書（建築編）令和4年度版の項目番号を示す。

項目	編・章	実施対象	備考
監督職員 の立会い	第1編 各編共通事項	1.5.6 《1.6.7》 施工の立会い	【1.5.5】 施工の立会い
	第2編～各編	各項に記載の「監督職員の立会い」	
監督職員 と協議	第1編第1章 各編共通事項	次項に記載の「監督職員と協議」 1.1.8 《1.1.8》 疑義に対する協議等 1.2.4 《1.2.4》 工事の記録等 1.3.4 《1.3.4》 品質管理 1.3.5 《1.3.5》 施工中の安全確保 1.3.9 《第9節》 発生材の処理等	【1.1.8】 質疑に対する協議等 【1.2.4】 工事の記録等 【1.3.4】 品質管理 【1.3.5】 施工中の安全確保 【1.3.9】 発生材の処理等
	第1編第2章 第2編～各編	各項に記載の「監督職員と協議」	
監督職員 の検査	第1編 各編共通事項	次項に記載の「監督職員の検査」 1.3.4 《1.3.4》 品質管理 1.4.4 《1.4.5》 機材の検査等 1.5.4 《1.6.4》 施工の検査等	【1.3.4】 品質管理 【1.4.4】 機材の検査等 【1.5.3】 施工の検査等
	第2編～各編	各項に記載の「監督職員の検査」	
関連工事 等の調整	第1編 各編共通事項	1.1.7 《1.1.7》 関連工事等の調整	【1.1.7】 関連工事等の調整

注) 表内の番号は、公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）令和7年版及び公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）令和7年版に共通する項目番号を示し、《》内は、公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）令和7年版、【】内は公営住宅建設工事共通仕様書（電気編）令和4年度版の項目番号を示す。

項目	編・章	実施対象	備考
監督職員 の立会い	第1編 各編共通事項	1.5.8 《1.6.9》 施工の立会い	【1.5.6】 施工の立会い
	第2編～各編	各項に記載の「監督職員の立会い」	
監督職員 と協議	第1編第1章 各編共通事項	次項に記載の「監督職員と協議」 1.1.8 《1.1.8》 疑義に対する協議等 1.2.4 《1.2.4》 工事の記録等 1.3.4 《1.3.4》 品質管理 1.3.5 《1.3.5》 施工中の安全確保 1.3.9 《第5章第1節》 発生材の処理等	【1.1.8】 質疑に対する協議等 【1.2.4】 工事の記録等 【1.3.4】 品質管理 【1.3.5】 施工中の安全確保 【1.3.9】 発生材の処理等
	第1編第2章 第2編～各編	各項に記載の「監督職員と協議」	
監督職員 の検査	第1編 各編共通事項	次項に記載の「監督職員の検査」 1.3.4 《1.3.4》 品質管理 1.4.4 《1.4.5》 機材の検査等 1.5.4 《1.6.5》 施工の検査等	【1.3.4】 品質管理 【1.4.5】 機材の検査等 【1.5.4】 施工の検査等
	第2編～各編	各項に記載の「監督職員の検査」	
関連工事 等の調整	第1編 各編共通事項	1.1.7 《1.1.7》 関連工事等の調整	【1.1.7】 関連工事等の調整

注) 表内の番号は、公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）令和7年版及び公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）令和7年版に共通する項目番号を示し、《》内は、公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）令和7年版、【】内は公営住宅建設工事共通仕様書（機械編）令和4年度版の項目番号を示す。

4 遠隔臨場の実施例（参考）

過去に本試行要領を適用して実施された遠隔臨場による「監督職員の立会い等」のうち、工種及び確認項目等の一例を参考として示す。なお、確認項目の記載は過去の実施報告書の記載による。

工種	確認項目
仮設工事	外部足場（設置状況、先行手摺）
地業工事	既成コンクリート杭の材料検収（杭径・長さ・刻印）
地業工事	既成コンクリート杭の施工（掘削径・掘削深さ・土砂の確認（アースオーガー付着部）・根固め液の注入量・建込状況・鉛直度・杭頭高さ）
地業工事	基礎下浅層改良のセメント改良材搬入（使用材料の確認）
土工事	根切り <ul style="list-style-type: none"> ・ 現地点での掘削完了範囲の確認 ・ 砕石厚さの確認 ・ 杭頭の高さ確認（砕石天端から） ・ 捨コン厚さの確認 ・ 杭頭補強筋（材料（ロールマーク確認）、長さ、本数、定着長さ、溶接長さ）
鉄筋工事	便所土間改修配筋（種別、径、間隔、継手）
鉄筋工事	加工・組立（スロープ）（径、長さ、本数、間隔）
コンクリート工事	生コン受入検査（スランプ値、空気量、塩化物量、供試体）
コンクリート工事	コンクリート供試体の現場水中養生の状況確認（供試体の個数、養生方法）
外壁改修工事	アスベスト除去（外壁仕上塗材除去）の施工状況（保護具の使用、工法の確認）
防水工事	シーリング簡易接着性試験（試験体の破壊状況） <ul style="list-style-type: none"> ・ 変成シリコン、ポリウレタンの2試験体にて実施
電力設備工事	コンセントの極性試験（電圧、極性）
電力設備工事	電線の敷設状況（絶縁処理） （整線、結線状況、絶縁処理の状態）
電力設備工事	材料搬入確認（メーカー、外観、数量）
電力設備工事	受変電設備の出荷前検査（工場検査）
配管工事	水圧試験（試験水圧、保持時間、漏水の有無）
配管工事	機器周り配管施工状況（配管支持、固定方法）
取壊し工事	内装取壊し石綿含有の有無
取壊し工事	内装取壊し完了確認
取壊し工事	杭撤去完了確認

(参考：実施計画書)

※施工計画書に以下の内容を記載した場合は省略可能

No. _____

工事受注者作成

(監督要領) 様式第3

工 事 打 合 簿

発議者	<input type="checkbox"/> 発注者 <input checked="" type="checkbox"/> 請負者・受注者	発議年月日	年 月 日
発議事項	<input type="checkbox"/> 指示 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 通知 <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 報告 <input checked="" type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> その他 ()		
工事名	〇〇建築工事		

(内容)

本工事について、建設現場の遠隔臨場に関する試行要領(愛知県建築局)に基づき実施計画書を提出します。

遠隔臨場の実施計画書

① 適用する工種・確認項目

工種	確認項目	立会者

② 使用機器と仕様

カメラ等の機器	
Web 会議システム等	

③ 実施方法(確認手順、留意事項等(各確認項目ごとに具体的に記載))

・県監督員
・工事監理受注者等の区分を記載

添付図 葉、その他添付図書

処理・回答	発注者	上記について <input type="checkbox"/> 指示・ <input type="checkbox"/> 承諾・ <input type="checkbox"/> 協議・ <input type="checkbox"/> 提出・ <input type="checkbox"/> 受理 します。 <input type="checkbox"/> その他 () 年 月 日
	請負者・受注者	上記について <input type="checkbox"/> 承諾・ <input type="checkbox"/> 協議・ <input type="checkbox"/> 提出・ <input type="checkbox"/> 報告・ <input type="checkbox"/> 受理 します。 <input type="checkbox"/> その他 () 年 月 日

総括監督員	主任監督員	専任監督員	管理技術者	担当技術者	現場代理人	主任(監理)技術者	監理技術者補佐

※ 必要のない記名欄は斜線を引く等する。

工 事 打 合 簿

発議者	<input type="checkbox"/> 発注者 <input checked="" type="checkbox"/> 請負者・受注者	発議年月日	年	月	日																				
発議事項	<input type="checkbox"/> 指示 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 通知 <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 報告 <input checked="" type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> その他 ()																								
工事名	〇〇建築工事																								
(内容) 本工事について、建設現場の遠隔臨場に関する試行要領(愛知県建築局)に基づき実施報告書を提出します。 遠隔臨場の実施報告書 ① 実施結果																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>工種</th> <th>確認項目</th> <th>確認日</th> <th>立会者</th> <th>結果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>						工種	確認項目	確認日	立会者	結果															
工種	確認項目	確認日	立会者	結果																					
添付図 葉、その他添付図書																									
処理・回答	発注者	上記について <input type="checkbox"/> 指示・ <input type="checkbox"/> 承諾・ <input type="checkbox"/> 協議・ <input type="checkbox"/> 提出・ <input type="checkbox"/> 受理 します。 <input type="checkbox"/> その他 ()																							
	請負者・受注者	上記について <input type="checkbox"/> 承諾・ <input type="checkbox"/> 協議・ <input type="checkbox"/> 提出・ <input type="checkbox"/> 報告・ <input type="checkbox"/> 受理 します。 <input type="checkbox"/> その他 ()																							

実際に遠隔臨場により「監督職員の立会い等」を行った者を記載

各確認項目の遠隔臨場実施状況のスクリーンキャプチャ画像を添付

総括監督員	主任監督員	専任監督員	管理技術者	担当技術者	現場代理人	主任(監理)技術者	監理技術者補佐

※ 必要のない記名欄は斜線を引く等する。